

◆認知症専門相談

最近、物忘れが多くなってきた、ご自身やご家族が認知症ではないか、介護について悩んでいるなど、認知症に関する相談をお受けします。

○日時 8月25日(月) 9時～12時

○場所 保健センター集団指導室

※事前申込をお願いいたします。

○問合せ 三戸町健康長寿課 TEL:20-1153

◆精神保健福祉相談

眠れない、気分の落ち込みが続く、性格や生活の仕方が変わった、学校や仕事に行けない、ひきこもりがちになった、お年寄りの様子が変わった・・・などの「心の病気や不安、悩み」について精神科医や保健師が無料で相談に応じます。

○日時

開催日	時間
8月20日(水)	14時30分～15時30分
10月21日(火)	13時30分～14時30分
12月24日(水)	14時30分～15時30分
令和8年2月17日(火)	13時30分～14時30分

※精神科医による定期相談は予約が必要です。

保健師による相談は随時受け付けております。

○問合せ 青森県三戸保健所健康増進課

TEL:0178-27-5111 (内線286、287)

◆定額減税補足給付金について

令和7年度定額減税補足給付金は、令和6年度に実施された定額減税調整給付に不足が生じた人などに対して、不足額を給付するものです。給付対象者には7月下旬に「支給確認書」か「支給のお知らせ」を送付しています。

○手続き方法

・支給のお知らせが届いた人→手続きが不要

※公金受取口座へ給付金を振り込みます。公金受取口座以外の口座を希望する場合は手続きが必要となります。

・「支給確認書」が届いた人→手続きが必要

※手続きがない場合、給付金は支給されませんので「支給確認書」をご確認のうえご返信ください。

※申請締切 10月31日(金)



詳細はこちら

◆家屋全棟調査【斗内地区】について

三戸町では、固定資産税の適正課税を図るため、家屋課税台帳に登録している事項(所在地番、用途、種類、構造、床面積等)と、家屋の現況を現地において比較・照合する家屋全棟調査を実施し

ています。7月から斗内地区を対象とし、町職員が巡回しております。家屋の中に入ることはありませんが、必要に応じて敷地内への立ち入りや計測を行う場合がありますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

◆便利な振替納税をしましょう

町税は通帳からの自動引落とし(口座振替)ができます。納期のたびに金融機関等に納めに行く手間を省くことができ、また納め忘れにより督促状が届くようなこともなくなります。税務課または各金融機関窓口へお問い合わせください。

○手続に必要な物 通帳、お届けの印鑑

◆納期のお知らせ

9月1日(月)は、町県民税2期、国民健康保険税2期の納期限です。納期内に納めましょう。

○問合せ 三戸町税務課 TEL:20-1118

◆人権擁護委員の再任

7月1日付けで、西野敏愉紀さんと佐野奈美子さんが三戸町人権擁護委員に再任されました。これからも町民の人権を守るために、人権相談や人権啓発活動を行っていきます。人権相談は偶数月の第3金曜日に、ふくじゅそうで行っています。相談は無料で秘密は守られます。

○問合せ 三戸町住民福祉課 TEL:20-1151

◆児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されている皆さんへ

～現況届・所得状況届出のお願い～

受給者へ案内文書を送付しますので、お早めにご提出ください。

○児童扶養手当を受給されている人

・提出していただくもの 現況届

・届出期間 8月31日(日)まで

(土日祝日除く。提出期限が休日の場合はその翌日)

【児童扶養手当とは・・・】

何らかの理由により、父または母と生計を同じくしていない児童を監護しているなどの場合に、その児童を監護している父または母(又は養育者)に対して支給されます。なお、児童が18歳に達した年度末までが手当の支給対象となります。

○特別児童扶養手当を受給されている人

・提出していただくもの 所得状況届

・届出期間 8月12日(火)～9月11日(木)

(土日祝日除く。提出期限が休日の場合はその翌日)

【特別児童扶養手当とは・・・】

